

青森市 融雪設備工事で利用できる無利子の貸付制度です。

取扱金融機関等から貸付けを受けて、敷地内に融雪装置を新たに設置する場合、その利子の一部または全部を市が負担します。

ヒロデンで書類作成及び申請代行致します。

| | 融雪施設設置支援制度 | 屋根雪処理施設設置支援制度 |
|-----------|--|--|
| 対象となる融雪装置 | <ul style="list-style-type: none"> ○ロードヒーター(地面の融雪) ○融雪機・融雪槽(埋設型) ○移動式融雪機 | <ul style="list-style-type: none"> ○ルーフヒーター(屋根の融雪) ○克雪屋根(無落雪屋根) |
| 対象となるかた | 市内に土地又は家屋をお持ちで、敷地内に新たに融雪施設を設置しようとする個人、法人、町会などの団体で、一定の条件を満たすかた <small>※すでに着工中や完了している場合は対象となりません</small> | 市内に既存の建築物をお持ちで、敷地内に新たに屋根雪処理施設を設置しようとする個人、法人、町会などの団体で、一定の条件を満たすかた <small>※すでに着工中や完了している場合は対象となりません</small> |
| 貸付内容 | 貸付金額 300万円以内(10万円以上、1万円単位) 返済期間及び貸付利子 5年(60回)以内 →無利子(市が負担します) 5年を超え(61回)、10年(120回)以内 →低利子 (初年度より低利子での返済となります) | 貸付金額 400万円以内(10万円以上、1万円単位) 返済期間及び貸付利子 5年(60回)以内 →無利子(市が負担します) 5年を超え(61回)、10年(120回)以内 →低利子 (初年度より低利子での返済となります) |
| | 返済方法 | 元金均等の月賦返済 |
| | 年齢制限 | 各金融機関の規定によります |
| | 保証措置 | 各金融機関の規定により、保証料又は保証人が必要です |
| | 貸付有効期限 | 金融機関の貸付決定日から3か月間となります |
| 必要書類 | 基本的に全てヒロデンで準備し最後にお客様に署名捺印をしていただきます。 <small>※必要な書類等があれば、提出をお願いすることがあります。</small> | |
| 申込手続き | 市役所への申込みのほか、金融機関への貸付の申請が必要となります 所属課室：青森市都市整備部建築指導課 | |

お申し込みの流れ

